

議員提出第10号

人権侵害救済法案への慎重な対応を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年9月22日

提出者 吉川市議会議員 安田真也

賛成者 吉川市議会議員 稲垣茂行

〃 野口博

〃

〃

〃

〃

吉川市議会議長 日暮進様

提案理由 口頭

人権侵害救済法案への慎重な対応を求める意見書

政府・民主党内において早期成立を目指し法案作成作業が進められている「人権侵害救済法案」ですが、内容をみると人権救済の名の下に新たな人権侵害が起こる可能性があります。

人種・信条・性別などによる差別や虐待等の人権侵害は、断じて許されることではなく、法案の理念自体には賛同するものであるが、その内容には様々な問題があります。

民主党案では、内閣の指揮を受けない国家行政組織法上の3条委員会として「人権委員会」を設置し、差別や人権侵害があった、あるいはその恐れがあるという認識に基づいて救済措置を行うこととなっております。しかし、「差別」、「人権侵害」の定義が曖昧であるため、個人の良心に従った自由で正当な表現行為であったとしても、人権委員会が差別や人権侵害であると認定した場合、侵害の恐れがある場合、規制や罰則を受けることになり、このことは、国民の言論、表現の自由を直接的、又は間接的に抑圧することになりかねず、思想及び良心の自由を保障した憲法の理念と相容れないものであります。また、罰則を課すことや、取り締まることは、逆に行政機関による新たな人権侵害を引き起こす懸念があります。下記2点を指摘します。

- 1、新設の人権委員会は内閣の指揮を受けないため、拡大解釈をし、過剰な取り締まりを行うことがあっても内閣はそれを止めることができない。また委員会は強大な権力(出頭要請、文書提出、令状なしの立ち入り調査、書類押収など)を持つにも関わらず国会承認を必要としない独自の人事権と規制制定権を持つこと。
- 2、「人権侵害」の定義が不明で、表現の自由が制約される危険性があること。事実上の言論統制がおこなわれる危険性もあること。

以上の点から「人権侵害救済法案」に関しては、拙速を避け、国民の幅広い議論を喚起するとともに、地方の声を十分に聞くよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年9月22日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

法務大臣